

議員提出第9号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成21年12月17日

提出者

足立区議会議員	吉岡茂
同	うすい浩一
同	馬場信男
同	くじらい光治
同	秋山ひでとし
同	たきがみ明
同	前野和男
同	鈴木けんいち
同	ぬかが和子
同	たがた直昭
同	渡辺ひであき
同	工藤哲也
同	ほっち易隆

足立区議会議長 鴨下稔様

(提案理由)

費用弁償の支給等についての規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「あつては」を「あつては」に改める。

第7条第2項中「応じ若しくは」を「応じ、若しくは」に改め、同項
に次のただし書を加える。

ただし、議長及び副議長が公用車を利用したときは、3,000円
とする。

第8条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

付 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。